

○富田林市ケアセンター条例

平成8年3月29日

条例第13号

最近改正 令和元年7月16日条例第11号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、富田林市ケアセンター（以下「ケアセンター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 ケアセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 富田林市ケアセンター
- (2) 位置 富田林市向陽台一丁目4番30号

(施設)

第3条 ケアセンターに次の施設を設置する。

- (1) 介護老人保健施設
- (2) 健康づくり・世代間交流施設

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、ケアセンターの管理に関する業務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第8条各号に掲げる事業に係る業務及び当該業務に付随する業務
- (2) 健康づくり・世代間交流施設の運営に関する業務
- (3) 介護老人保健施設及び健康づくり・世代間交流施設の使用許可に関する業務
- (4) ケアセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(休館日等)

第6条 介護老人保健施設の通所時間及び休所日並びに健康づくり・世代間交流施設の開館時間及び休館日は、規則で定めるものとする。

第2章 介護老人保健施設

(設置の目的)

第7条 介護老人保健施設は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条に規定する被保険者であって、法第7条第3項に規定する要介護者及び法第7条第4項に規定する要支援者に対し、介護計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び

機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者の有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すことを目的とする。

(事業)

第8条 介護老人保健施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第8条第8項及び法第41条に規定する通所リハビリテーション事業
- (2) 法第8条第10項及び法第41条に規定する短期入所療養介護事業
- (3) 法第8条第28項及び法第48条第1項第2号に規定する介護保健施設サービス事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

(入所者等の資格)

第9条 介護老人保健施設に入所し、又は通所することができる者は、法第40条に規定する給付を受けることができる者又は法第52条に規定する給付を受けることができる者であって別に定める者及びその他市長が必要と認める者とする。

(定員)

第10条 介護老人保健施設の定員は、次のとおりとする。

- (1) 入所者 73人
- (2) 通所者 1日につき40人

(入所等の許可)

第11条 介護老人保健施設に入所し、又は通所しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(許可の制限等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する許可をせず、若しくはこれを取り消し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 介護老人保健施設の定員を超えることとなるとき。
- (2) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (3) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(利用料金)

第13条 介護老人保健施設の利用に係る料金(以下この章において「利用料金」という。)

は、指定管理者が自らの収入として収受するものとする。

2 入所者及び通所者(以下「入所者等」という。)は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

3 前項の利用料金の額は、次のとおりとする。

- (1) 介護サービス費 介護サービス費の介護報酬相当額
- (2) 特別療養室料

ア 1人室 1日につき4,070円(その者の住所が市外である入所者(以下「市外入所

者」という。)にあっては、6,110円)

イ 2人室 1日につき2,030円(市外入所者にあっては、3,050円)

(3) 文書料 1通につき1,010円の範囲内で別に定める額

(4) 食費その他日常生活に要する費用 別に定める額

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

### 第3章 健康づくり・世代間交流施設

(設置の目的)

第15条 健康づくり・世代間交流施設(以下「交流センター」という。)は、世代を越えての健康づくり、交流の場を提供し、もって高齢者の保健福祉の増進を図ることを目的とする。

(利用の許可)

第16条 交流センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。

(許可条件)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流センターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設又は附属設備を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理運営上支障があると認めるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(5) その他指定管理者が不適當と認めるとき。

(利用者の責務)

第18条 交流センターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用する施設又は附属設備を善良なる管理者の注意をもって利用しなければならない。

(許可の取消等)

第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第17条各号に定める事由が発生したとき。

(3) 市において、緊急事象が発生したとき。

(入館の制限)

第20条 指定管理者は、管理運営上支障があると認められる者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

#### (利用料金)

第21条 交流センターの利用に係る料金(以下この章において「利用料金」という。)は、指定管理者が自らの収入として収受するものとする。

- 2 利用者は、別表第1及び別表第2に定める利用料金を納付しなければならない。
- 3 利用者は、附属設備及び特別の設備等(利用者が特別に設置する設備又は備え付け以外の器具をいう。以下同じ。)を利用するときは、別に定める利用料金を納付しなければならない。
- 4 前2項に規定する利用料金は、利用許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、駐車場の利用料金を減額し、又は免除することができる。

#### (利用料金の還付)

第22条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、市長が定める基準に従い、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

#### (権利譲渡等の禁止)

第23条 利用者は、許可を受けた目的以外に交流センターを利用し、又はこの権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

#### (特別の設備等の設置)

第24条 利用者は、特別の設備等を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

#### (利用後の措置)

第25条 利用者は、その利用を終えたときは速やかにこれを原状に回復しなければならない。第19条の規定による利用許可の取消し等による場合も同様とする。

### 第4章 雑則

#### (免責)

第26条 この条例に基づく処分によって入所者等及び利用者に生じた損害については、市は一切その責を負わない。

#### (委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第2章の規定は、老人保健施設の開設許可があった日から施行する。

#### (供用開始日)

- 2 老人保健施設及び交流センターの供用開始日は、市長が別に定める。  
(平成8年規則第14号により、平成8年5月10日から使用開始)  
(指定管理者の交代があった場合の経過措置)
- 3 指定の期間の満了又は指定の取消しによる指定管理者の交代があった場合は、前任の指定管理者がこの条例の規定により行った処分、手続その他の行為は、後任の指定管理者が行った処分、手続その他の行為とみなす。  
(富田林市事務分掌条例の一部改正)
- 4 富田林市事務分掌条例(昭和50年条例第23号)の一部を次のように改正する。  
[次のよう]略  
(富田林市特別会計条例の一部改正)
- 5 富田林市特別会計条例(昭和39年条例第15号)の一部を次のように改正する。  
[次のよう]略  
附 則(平成12年条例第9号)
  - 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
  - 2 第1条の規定による改正前の富田林市ケアセンター条例の規定により、平成12年3月31日までに入所し、かつ、同年4月1日以降に退所する者であって、介護保険法に基づく要介護認定において自立又は要支援と判断された者については、退所するまでの間は、なお従前の例による。  
附 則(平成14年条例第33号)  
この条例は、平成15年4月1日から施行する。  
附 則(平成17年条例第6号)
    - 1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成17年6月1日から施行する。
    - 2 平成17年6月1日前にされた富田林市ケアセンターの温水プールの使用の許可に係る使用料の額については、改正後の富田林市ケアセンター条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
附 則(平成17年条例第27号)  
(施行期日)
      - 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
(経過措置)
      - 2 この条例の施行の日前に、改正前の富田林市ケアセンター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の富田林市ケアセンター条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。  
附 則(平成25年条例第37号)  
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行日以後の利用許可に係る利用料金及び利用時間について適用し、同日前の利用許可に係る利用料金及び利用時間については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第11号)抄

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

- 第2条 この条例(第9条及び第19条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下次条において「施行日」という。)以後の使用及び利用(以下この条において「使用等」)に係る使用料及び利用料金(以下この条において「使用料等」という。)について適用し、同日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表第1(第21条関係)

項目	利用時間帯					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後4時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
研修室①	1,010円	1,010円	1,010円	2,020円	2,320円	3,330円
研修室②	1,010円	1,010円	1,010円	2,020円	2,320円	3,330円
大会議室	3,870円	3,870円	3,870円	7,740円	8,860円	12,730円
講座室	1,420円	1,420円	1,420円	2,840円	3,240円	4,660円
クラフトルーム	3,050円	3,050円	3,050円	6,100円	7,010円	10,060円
駐車場	1時間につき100円(最初の1時間は無料)					

備考

- 1 利用者が市外の場合は、利用料金の5割を加算する。ただし、市内に在勤又は在学の者は、除く。
- 2 利用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって利用するときは利用料金の10割を加算する。
- 3 利用許可時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、1時間につき午前の利用料金の3割を加算する。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上60分未満を1時間とし、30分未満は切り捨てる。

- 4 駐車場の利用時間に60分未満の端数があるときは、その端数を切り上げて1時間とする。

別表第2(第21条関係)

項目		小学生、中学生、障害者及び満60歳以上の者	高校生以上満60歳未満の者(障害者を除く。)	
ウエルネス (トレーニング)	個人利用	一般利用	1回につき 300円	1回につき 610円
		定期利用	月額 3,050円	月額 5,090円
グループ及び温水プール)	温水プール貸切利用		1回につき 3,050円	1回につき 6,110円

備考

- 1 利用者が市外の場合は、利用料金の5割を加算する。ただし、市内に在勤又は在学の者は、除く。
- 2 定期利用とは、1月以上の期間を定めての1月単位の利用をいう。
- 3 温水プール貸切利用とは、1コースを貸し切ったの利用をいい、利用時間は1時間を上限とする。
- 4 温水プールの利用において、小学生が利用するときは必ず成人の引率者が、付き添わなければならない。